４．利用料金

(1) 利用料

□地域密着型通所介護サービス費（要介護 1～5 の方／１日につき）

サービス項目		サービス利用料	利用者自己負担額		
			１割の方	２割の方	３割の方
≪基本料金=3 時間 10 分≫ ・午前の部 9：20～12：30 ・午後の部 13:40～16：50	要介護 1	¥4,442	¥445	¥889	¥1,333
	要介護 2	¥5,105	¥511	¥1,021	¥1,532
	要介護 3	¥5,767	¥577	¥1,154	¥1,731
	要介護 4	¥6,408	¥641	¥1,282	¥1,923
	要介護 5	¥7,080	¥708	¥1,416	¥2,124
≪基本料金=6 時間 10 分≫ ・9：40～15：50	要介護 1	¥7,241	¥725	¥1,449	¥2,173
	要介護 2	¥8,554	¥856	¥1,711	¥2,567
	要介護 3	¥9,879	¥988	¥1,976	¥2,964
	要介護 4	¥11,203	¥1,121	¥2,241	¥3,361
	要介護 5	¥12,516	¥1,252	¥2,504	¥3,755
入浴介助加算		¥427	¥43	¥86	¥129
同一建物送迎減算　※		▲¥1,003	▲¥101	▲¥201	▲¥301
送迎減算(同一建物以外・片道)☆		▲¥501	▲¥51	▲¥101	▲¥151
サービス提供体制強化加算	Ⅰ	¥234	¥24	¥47	¥71
	Ⅱ	¥192	¥20	¥39	¥58
	Ⅲ	¥64	¥7	¥13	¥20
2024 年 5 月までの処遇改善関係加算					
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		１月の総利用単位数の 1000 分の 59 を加算			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		１月の総利用単位数の 1000 分の 10 を加算			
介護職員等ベースアップ等支援加算		１月の総利用単位数の 1000 分の 11 を加算			
2024 年 6 月以降の処遇改善関係加算					
介護職員処遇改善加算Ⅱ（新）		１月の総利用単位数の 1000 分の 90 を加算			

※　送迎減算は当事業所と同一の建物にお住まいの方のみ適用となります。

✧　送迎介助を利用しない場合、適用となります。

◆　提供時間が３時間を下回るケアプランでご利用される方は上記金額と異なります。詳細は担当のケアマネジャー若しくは当事業所までお問合せください。

□予防専門型通所サービス（事業対象者・要支援 1～2 の方／１月につき）

サービス項目		サービス利用料	利用者自己負担額		
			１割の方	２割の方	３割の方
基本料金	週１回	¥19,202	¥1,921	¥3,841	¥5,761
	週２回	¥38,672	¥3,868	¥7,735	¥11,602
送迎減算 ・同一建物居住者等減算	週１回	▲¥4,015	▲¥402	▲¥803	▲¥1,205
	週２回	▲¥8,031	▲¥804	▲¥1,607	▲¥2,410

サービス提供体制強化加算	Ⅰ週1	¥939	¥94	¥188	¥282
	Ⅰ週2	¥1,879	¥188	¥376	¥564
	Ⅱ週1	￥768	¥77	¥154	¥231
	Ⅱ週2	¥1,537	¥154	¥308	¥462
	Ⅲ週1	¥256	¥26	¥52	¥77
	Ⅲ週2	¥512	¥52	¥103	¥154
2024 年 5 月までの処遇改善関係加算					
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	１月の総利用単位数の 1000 分の 59 を加算				
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	１月の総利用単位数の 1000 分の 10 を加算				
介護職員等ベースアップ等支援加算	１月の総利用単位数の 1000 分の 11 を加算				
2024 年 6 月以降の処遇改善関係加算					
介護職員処遇改善加算Ⅱ（新）	１月の総利用単位数の 1000 分の 90 を加算				

◆　月途中で要介護区分が変更になった場合や同一保険者内で転居によりサービス事業所を変更した場合は、サービス利用料が日割り計算（在籍日数×週 1 回＝518 円/日、週２回＝1,066 円/日）となります。

≪地域密着型・予防専門型共通≫

・　介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
・　居宅（予防支援）サービス計画が未作成の場合は全額自己負担となります。
・　介護保険料の支払に滞納があり、介護保険被保険者証に特別な記載がある場合、記載の負担割合の額となります。
・　**上記各項目の単価は 1 項目ごとに小数点以下の端数処理をしております。実際の請求金額はご利用の<u>月間合計単位数に対して小数点以下の端数処理を行なうため、多少の誤差が生じる</u>場合があります。**

□自費となるもの（介護保険適用外）

飲食費用	昼食代=￥670/1 回（1 単位目=6 時間サービス利用時） 飲み物代＝￥50/１回 ※おやつ代＝￥50/１回　イベント時特別おやつ代＝実費相当額 ※おやつ提供は希望者に限る
レクリエーション材料費	実費相当額（必要時のみ）
自費利用料	自立認定者および計画外利用者 １回￥3,000
交通費	2.（1）のサービス提供地域を越えて送迎を行う場合は、次の額をご負担いただきます。 ➢　サービス提供地域を超えた地点から 2km 以内は無料、以降 1km 毎に￥20 を頂きます。

※施設のおむつ、リハビリパンツ、パット等を使用した場合は、同等の商品をお返しください。

⑵ キャンセル料金

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。
キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

ご利用日の前日の午後６時までにご連絡をいただいた場合	無料
ご利用日の前日の午後６時までにご連絡がなかった場合	自己負担相当額＋飲食費

(3) 料金の支払方法
毎月月末締めとし、翌月 15 日までに請求書を送付致します。お支払い方法は、原則ご指定の口座より自動引落し（翌々月 27 日、休日の場合は翌営業日）とさせていただきます。
なお、引落し手続きの都合でお振込や現金でのお支払いをお願いする場合もございます。

５．サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始
まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。通所介護計画等作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。
※居宅サービス計画等の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了
① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の７日前までに文書でお申し出ください。
② 当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知をいたします。
③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）
・利用者が介護保険施設等に入所し、当事業所のサービス提供ができなくなった場合。
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕となった場合。
・利用者が亡くなられた場合。
④ その他
・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
・利用者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社から文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
・風邪、病気等の際はサービス利用を見合わせて、ご利用をお断りする場合があります。
・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。